

日本の領有の正当は明らか 歴史的にも国際法上も



政府は中国にも国際社会にも
堂々と主張すべき

日本の尖閣諸島周辺で中国の漁船が海上保安庁の巡視船に衝突し、漁船の船長が逮捕された事件をきっかけに、尖閣諸島の領有権にかかわる日本と中国の対立が、国際的にも注目を集めています。

この問題を利用して、一部に軍事強化や日米安保軍事同盟の強化を主張する勢力もありますが、平和的に解決するために何が求められているのでしょうか。

尖閣諸島は、沖縄と中国大陸の福州を結ぶ航路のちょうど中間に位置し、航路の目標とされその存在は古くから知られていました。しかし、日中両国の歴史的文献には領有を示す記録はなく、近代に至るまで尖閣諸島はいずれの国の領有にも属せず、いずれの国の支配も及んでいない国際法でいうところの「無主の地」でした。

1895年日本に編入



尖閣諸島を最初に探検（1884年）したのは日本人の古賀辰四郎。古賀は、アホウドリの羽毛の採取等を行うことを目的に同島の賃貸願いを申請。日本政府は沖縄県などを通じて度々現地を調査し、1895年閣議決定で「無主の地」である尖閣諸島を日本領に編入しました。この措置は国際法で正当と認められています。その後、最盛期には200人近い人々がかつお節製造や海鳥のはく製作りのために居住していました。それは、第二次世界大戦まで中断することなく日本の実効支配が行われました。

1945年日本の敗戦により、日本が中国から奪った台湾などは、連合国のカイロ宣言やポツダム宣言にもとづいて、中国へ返還されましたが、尖閣諸島は含まれていません。



中国は75年間一度も異議を唱えず

中国は、尖閣諸島の領有権を主張していますが、中国が1895年から1970年までの75年間、一度も異議も抗議も行っていません。台湾は1970年、中国は1971年にはじめて領有権を主張。こうした変化は、1969年に尖閣諸島周辺に石油天然ガスが豊富に存在する可能性を国連の機関が発表したことと無関係ではないと考えられます。

領土紛争においては、相手国の占有の事実を知りながらこれに抗議などの反対の意思表示をしなかった場合は、黙認したとみなされることが、国際裁判所の判例で確立してきています。

平和的解決のために



日本政府は、尖閣諸島の領有の歴史上、国際法上の正当性について国際社会と中国政府に対して理を尽くして主張すべきです。この点で、歴代の政権は不十分な対応に終始し、今回の件でも民主党政権は「国内法、司法で対処する」とだけで、肝心の外交的主張を怠っています。

私たちは、尖閣諸島問題を平和的に解決するために、歴史的事実、国際法にもとづいて国際社会と中国政府に堂々と主張する事を求めます。

また、中国政府に対しても、事態をエスカレートさせたり、緊張を高める対応を避け、話し合いで解決する冷静な対応を強く求めます。